

○北上市立小中学校就学規則第4条第2項の特定地域を定める告示

平成21年1月22日

教委告示第1号

特定地域として定める通学区域並びにその通学区域において選択できる小学校及び中学校を次のとおり定める。

特定地域として定める通学区域	選択できる小学校	選択できる中学校
飯豊6区のうち藤沢15地割（市道飯豊和田線から東側の地域に限る。）、16地割及び17地割の地域	北上市立飯豊小学校 北上市立黒沢尻北小学校	北上市立飯豊中学校 北上市立上野中学校
二子3区のうち二子町上野の地域	北上市立二子小学校 北上市立黒沢尻北小学校	北上市立北上北中学校 北上市立上野中学校
二子1区のうち二子町蟹沢の地域（別図に定める地域に限る。）	北上市立二子小学校 北上市立黒沢尻東小学校	北上市立北上北中学校 北上市立北上中学校
江釣子17区のうち北鬼柳31地割並びに32地割及び33地割の地域（国道4号から東側の地域に限る。）	北上市立江釣子小学校 北上市立黒沢尻西小学校	北上市立江釣子中学校 北上市立北上中学校
鬼柳1区から4区までの通学区域のうち下鬼柳14地割から17地割までの地域	北上市立鬼柳小学校 北上市立南小学校	

制定文 （抄）

平成21年1月1日から適用する。

[別図]

